

放送大学教務委員会規程

平成17年2月28日

放送大学規程第8号

改正 平成18年9月11日、平成20年3月4日・4月30日、平成21年2月18日・9月9日、平成24年3月14日、平成25年3月13日、平成26年3月12日、平成30年3月14日、平成30年12月12日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、放送大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第30条第1項に係る教育課程の基本（教育理念、教育目標、組織）に関する事。
- 二 授業科目（単位修得に係るものに限る。）の編成の基本に関する事。
- 三 学生の修学及び身分に関する事。
- 四 通信指導の実施に関する事。
- 五 学生の成績評価に関する事。
- 六 卒業研究に関する事。
- 七 研究指導（論文審査を含む。）に関する事。
- 八 臨床心理実習・演習に関する事。
- 九 卒業・修了判定に関する事。
- 十 他大学等との単位互換及び連携協力に関する事。
- 十一 その他第一号に係る教育課程、教育内容及び方法に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 2名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 各プログラムの教授又は准教授 各1名
- 四 学長が指名する学習センター所長 2名

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第9条 委員会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に分科会長を置き、学長が指名する分科会の委員をもって充てる。

3 学長は、分科会に担当副学長を置くことができる。

4 分科会長は、議事に関して、分科会の職務の円滑な遂行のために、事前に委員長及び担当副学長と協議を行うものとし、また、担当副学長は、分科会長の職務の遂行を支援するものとする。

5 担当副学長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 教務委員会規程(昭和59年4月12日第23回教授会)は、廃止する。

附 則(平成18年9月11日)抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月4日)

この規程は、平成20年3月4日から施行する。

附 則(平成20年4月30日)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年2月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月9日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月14日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条第三号の各プログラムのうち、修士課程の臨床心理学プログラムについては単独で1プログラムとし、その他プログラムについては修士課程及び博士後期課程を合わせて1プログラムとする。

附 則(平成30年12月12日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。